

令和8年5月9日

地区及び職域薬剤師会 担当者 各位

公益社団法人東京都薬剤師会

写しの通り、東京都保健医療局から通知がありましたので、貴会会員へのご周知をよろしくお願いいたします。

なお、啓発用ポスターは、5月9日開催の地区及び職域薬剤師会会長会で配付いたします。

写



8保医健薬第116号

令和8年4月21日

公益社団法人東京都薬剤師会会長 殿

東京都保健医療局長

山田 忠輝



令和8年度不正大麻・けし撲滅運動の実施について(依頼)

平素から、薬物乱用対策につきましては、格段の御高配を頂きお礼申し上げます。

さて、本年も不正大麻・けしの成長が盛んとなる4月1日から7月31日にかけて、別添「令和8年度東京都不正大麻・けし撲滅運動実施要領」に基づき、標記運動を実施することになりましたので、よろしくお取り計らい願います。

つきましては、同封のポスターについて、関係機関（団体）等に掲示するなど、都民への周知に御協力をお願いいたします。

また、薬務課ホームページで不正大麻・けしに関する情報を提供しております（URL：https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/stop/taima）。

こちらもぜひ御利用ください。

記

送付物

- | | |
|---------------------------|------|
| 1 令和8年度東京都不正大麻・けし撲滅運動実施要領 | 1部 |
| 2 啓発用ポスター | 100部 |

《担当》

東京都 保健医療局

健康安全部 薬務課 麻薬対策担当

(電話) 03-5320-4515

令和８年度東京都不正大麻・けし撲滅運動実施要領

1 目的

令和８年３月３日付医薬発０３０３第６号厚生労働省医薬局長通知に基づき、広く都民に対して、不正大麻・けしに関する正しい知識を広めるとともに、不正栽培又は自生する大麻・けしの撲滅を図ることにより、大麻・けしに係る事犯を根絶することを目的とする。

2 実施期間

令和８年４月１日から同年７月３１日まで

3 実施事項

(１) 広報誌等によるＰＲ

各種報道機関の協力を求めるとともに、都の広報組織を積極的に活用し本運動の周知を図る。

(２) 印刷物の作成、配布

不正大麻・けしに関するリーフレットを作成し、厚生労働省作成のポスター等とあわせ、各区市町村、都保健所等に配布する。

(３) 集会等を利用した啓発活動

ア 東京都薬物乱用防止推進地区協議会の打合せ会、研修会等において、本運動への協力を求める。

イ 本運動の実施期間中、健康安全研究センター薬事環境科学部医薬品研究科薬用植物園の来園者に栽培中の大麻・けしの観察機会を設け、正しい知識の普及を図る。

(４) 不正大麻・けしの発見除去

不正栽培又は自生する大麻・けしを発見除去するため、ポスター等で広く都民に協力を呼びかけるほか、麻薬対策関係職員が都内を巡回し、発見に努める。